

平成18年1月15日

## 構造計算書偽造問題に関する

緊急調査委員会 座長 翁 和夫 様

委員 穂山精吾

標記委員会が設置されこれまで2回開催されたところですが、所感を述べさせていただきます。

私は、社会资本整備審議会建築分科会基本制度部会の委員もいたしておりますが、基本制度部会は建築行政に対する法制度についての問題点を検証し、どのように法律を改正し今後に生かせるかを中心に審議が進められていると理解しております。

一方、国土交通大臣の私的諮問機関としての当調査委員会は、広い範囲での今回の事件の検証とその結果、行政及び政治面でどのように生かされるのかを期待して多岐にわたる提言を行うことを期待しているところであります。

これまでの委員会では、今回の事件の発端からどの点に問題があったのかを調査することに重きをおかれているようです。

事件の被害者に対する救済措置等は、委員会の意見を聞くことなく急を要するということから、国がこれまでに表明した各種の支援策に限られ、委員会では被害者に対する行政や政治面でどのような方策があるかなどの建議を行うことが希薄のように感じます。

私が所属しています特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会は平成17年12月20日付で国土交通大臣宛に要望書を提出しており、3点の項目を挙げてあります。

一つは、今回の事件の被害者である区分所有者の二重ローンを無くするための売主による買戻しと事業者を破綻させない措置を講じること。

二つ目は、マンション居住者の耐震性に対する不安解消のための耐震性の総点検を行うこと。

三つ目は、今回の事件は建築基準法等の不備と建築確認申請等の制度に問題があることから見直し改善を行うこと。

の3点でありますが、前2点についてはこれまでの委員会では話題にも上がっておりません。次回第3回委員会で発言をさせていただけるようですので、これらのことと、さらに当全管連がさらに役員会で検討した何点かを意見要望として追加説明させていただけるようご配慮いただければ幸いです。

追加の項目につきましては、間に合えば16日中にメールで送信いたします。

以上よろしくご配慮方お願い申し上げます。